

墨田区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第29号

墨田区会計事務規則の一部を改正する規則

墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第14条第6項に規定する副参事」を「第10条第2項及び第3項に規定する担当課長」に改める。

第20号様式中

「

	年度	会計		款		項	
目		事業		節		細節	

」

を

「

	年度	款		項		目	
大 事 業		中 事 業		節		細 節	

」

に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。